

平成 27 年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】
(テーマ)

出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

平成 28 年 3 月
山形県包括外部監査人
尾形吉則

概 要 版

第1章	総論	2
第1	包括外部監査の概要	2
1	監査の種類	2
2	選定した特定の事件（テーマ）	2
3	特定の事件を選定した理由について	2
4	包括外部監査の実施期間	3
5	包括外部監査の対象期間	4
6	包括外部監査の方法	4
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	4
8	利害関係	5
第2	包括外部監査の監査結果	6
1	監査の結果について	6
2	監査結果及び意見の要約リスト	6

概 要 版

この概要版は平成 28 年 3 月 14 日付けで作成された「平成 27 年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

3 特定の事件を選定した理由について

山形県では、出資比率 25%未満の外郭団体が 70、25%以上出資の外郭団体が 31、さらに県からの収入が 50%を超える外郭団体が 7 あり、県の財政状態が厳しい状況にある中で、出資等外郭団体への県からの委託料や補助金の支出が大きな比重を占めている。

一方、指定管理者制度や地方独立行政法人制度の導入などにより、公的サービスの担い手が多様化してきており、出資等外郭団体以外であっても、県施策の事業主体となる能力を有するようになってきていると考えられる。

県民に対して、より効率的・効果的な行政サービスを実施する観点から、現在の出資等外郭団体による運営が効率的に行われているか、県の関与のあり方は適切か、同様のサービスを提供している複数の団体はないかについて検討することは有用なものと考えられる。

さらに、公会計の透明性を確保するため、随時会計基準の改定が行われる中、改定される基準への準拠性は適切かについて検証することも重要である。

県では、平成 17 年度に出資等外郭団体について総点検を実施し、設立目的別にゼロベースで見直した上で、将来的な方向性（廃止又は存続）を整理した。その上で、毎年度団体ごとに経営の効率化に向けた見直し計画を作成し、第三者からの評価を受けた上で公表するなど、計画に沿った取組みを進めている。こうしたことから、包括外部監査で当該テーマを扱うことは、山形県の行財政改革の進捗を把握する上で参考になるものと考えられる。

概 要 版

過去の包括外部監査のテーマとして、「県出資公社等の財務事務について」が取り上げられているが（平成22年度）、上記の状況に鑑み、今年度改めて財務状況を監査し、出資等外郭団体の存在意義又は経営上の要改善事項を明らかにすることは、山形県にとっても意義が大きいと考え、「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」を事件のテーマとして選定した。

監査においては、現在の県と出資等外郭団体との関係を把握した上で、それぞれの団体との関係における県の財務の執行状況を監査するとともに、特に、一部団体については、現地調査を実施し、出資等外郭団体の運営状況や財務事務について、合规性に加え、有用性の観点から検討を行った。

県では、目的や根拠規定等の異なる様々な外郭団体に投資等を行っているが、本監査においては、（1）全体として収支規模が大きいこと、（2）損失が生じていること、（3）県からの補助金・委託料の支出が多いこと、（4）これまでの包括外部監査の対象とされていないことを踏まえ、以下の4外郭団体を監査対象とした。

①公益財団法人山形県建設技術センター

当期収益に占める県委託料割合が高く、委託料総額も多額であるため、収支構造を明らかにする。

② 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

平成24年度から平成26年度まで3期連続で当期損失を計上。当期収益に占める県委託料割合が高いため、収支構造を明らかにする。

③ 公益財団法人山形県企業振興公社

平成24年度から平成26年度まで連続して当期損失を計上。補助金、委託料、貸付金等、県からの財政支援が多額であるため、収支構造を明らかにする。

④ 公益社団法人山形県畜産協会

経常収益について、年度毎に大幅な増減がある。平成25年度、平成26年度において当期損失は解消しているが、補助金等により造成された基金等が多額であるため、収支構造を明らかにする。

4 包括外部監査の実施期間

平成27年4月から平成28年3月までの期間、監査を実施した。

概 要 版

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成 26 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 事務が法令、規則などに準拠しているか
- ② 収入・経費の水準は妥当か
- ③ 運営は効率的か
- ④ 県の関与は適切か
- ⑤ 同様のサービスを提供している複数の団体はないか
- ⑥ 「公社等見直し計画」は妥当か

(2) 監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係部局への質問
- ③ 外郭団体の現場調査
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公 認 会 計 士 津 村 隆
公 認 会 計 士 柴 田 真 人
公 認 会 計 士 松 田 卓 也

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	団体の各種規程ほか現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成28年1月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
----	------------	----	-----------

(1) 県出資等外郭団体について (第2章)

第2章 第1 県出資等外郭団体の状況			
1	(県職員退職者の県出資等外郭団体への就任) 県出資等外郭団体全体の常勤役員に占める県職員退職者の割合が高くなっている。外郭団体によっては、県職員退職者以外の常勤役員への登用を図ることも有用と考えられることから、将来的には、多様な人材の活用可能性についても検討されたい。	意見	P20

概 要 版

第2章 第3 出資等外郭団体改革の管理体制			
1	<p>(指導指針の改定及び県出資等外郭団体の抜本的な見直し)</p> <p>「公社等に関する指導指針」の改定及び出資等外郭団体の抜本的な見直しにあたっては、総務省の通知及び指針に基づき各出資等外郭団体の存在意義を検討するための活動指標や財務指標も追加するなど、定期的にモニタリングできる体制を構築されたい。</p>	意見	P34
第2章 第4 廃止決定した出資等外郭団体について			
1	<p>(山形県住宅供給公社廃止の方向性に関する監査人の意見)</p> <p>平成17年に廃止の方向性が示され、平成34年度の廃止が決定された山形県住宅供給公社については、当時の議論を当然尊重しつつも、廃止の決定が17年後を想定し行われたことや出資等外郭団体の見直しを每期行うことに鑑み、再度廃止の妥当性の検討が必要と考える。</p>	意見	P40
2	<p>(山形県住宅供給公社廃止見直しに関する監査人の意見)</p> <p>山形県住宅供給公社は、1級建築士4名、2級建築士2名、宅地建物取引士3名などの専門家を複数擁し、分譲事業以外の業務での活躍が期待される。総務省による「第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月)」において、「第三セクター等が有する長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。」とされたことを踏まえ、業務内容を分譲事業中心から地方創生に貢献できる公共性・公益性の高い事業への見直しを図りながら同公社を存続させ、現在のノウハウを有効活用することも検討されたい。</p>	意見	P41

概 要 版

(2) 公益財団法人山形県建設技術センター (第3章)

第3章 第2 組織・ガバナンス及び人件費			
1	<p>(役員報酬の遡及適用)</p> <p>役員報酬に関する規程の一部改正決議により、遡及的に決議事項の効力を適用させる場合には、遡及する旨を評議員会若しくは理事会の議事録への記載、必要に応じた規定化などの対応が必要である。</p>	指摘事項	P56
2	<p>(評議員会及び理事会における決議の省略)</p> <p>定款で評議員会のみ認められている決議事項が、「決議の省略」により対応されている。評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配慮されたい。</p>	意見	P56
第3章 第3 収入			
1	<p>(「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>「執行伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。</p> <p>本法人が定める「文書管理規程」では、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	指摘事項	P60
2	<p>(「文書管理規程」の見直し)</p> <p>「山形県文書管理規程」を参考にして、「文書管理規程」に施行年月日の記載を求める規定を盛り込む旨の改定が必要である。</p>	指摘事項	P60
3	<p>(1者随意契約理由 (設計・積算業務))</p> <p>県が本法人と1者随意契約する場合は、適正なガバナンス体制を構築した上で、住民に対して説明する必要がある。適正価格等での契約締結に向けたガバナンス体制が構築されるように、可能な限り早期に取り組んでいただきたい。</p>	意見	P61
第3章 第4 支出・契約			
1	<p>(「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>「事務又は事業実施及び支出伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。本法人が定める「文書管理規程」では、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底</p>	指摘事項	P63

概 要 版

	することが必要である。		
2	<p>(1者随意契約理由(改修工事))</p> <p>経営体制強化のため、1者随意契約により民間企業に委託して実施した事務室、役員室及びロッカー室の改修工事は、本来であれば複数者からの見積合わせを実施すべきである。</p> <p>現状のように、1者随意契約とする場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、その適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。</p>	指摘事項	P65
3	<p>(全国建設技術センター等協議会理事会開催に係る経費支出)</p> <p>会議の目的・趣旨に鑑みて、必ずしも必要と考えられない経費の支出が認められた。今後、このような経費の支出がないように、予算編成の段階で経費科目ごとに具体的な費用の内容を記載するなどのガバナンス体制の強化を検討されたい。</p>	意見	P66
4	<p>(旅費交通費の過大計上)</p> <p>役員に対して支給された宿泊料に、規程の適用誤りにより、過大に支給されたものがあつた。誤りを速やかに補正するとともに、今後旅費計算が正しく行われるようにチェック体制の強化が必要である。</p>	指摘事項	P68
第3章 第5 財産管理			
1	<p>(所在不明、使用不可の固定資産)</p> <p>自主的に実施した現物照合結果により、不明又は使用不可とされた固定資産5点(帳簿価額合計 86,631 円)について、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P69
2	<p>(固定資産の実地照合に関する規定の明確化)</p> <p>経理規程に、固定資産の実地照合に関する規定がない。</p> <p>事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。</p>	意見	P69
3	<p>(固定資産の計上基準に関する規定の明確化)</p> <p>経理規程に、固定資産の計上基準が定められていない。管理・現物照合の対象を明確にするために、例えば、「固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ取得価額10万円以上の資</p>	意見	P70

概 要 版

	産をいう。」などの規定を行い、固定資産の範囲を明確にすることが望ましい。		
4	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>本法人では、退職給付引当資産、減価償却引当資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成していない。</p> <p>本法人が設定している他の特定資産と同様、作成することを検討されたい。</p>	意見	P73
第3章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(ID、パスワードの管理)</p> <p>情報セキュリティ対策マニュアルで定めるパスワードの桁数、定期的な変更ルールが明確となっていない。少ない桁数によるパスワード設定や変更期間の長期化は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人としての運用細則を定める必要がある。</p> <p>また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。</p>	指摘事項	P76
(3) 公益財団法人山形県生涯学習文化財団 (第4章)			
第4章 第2 組織・ガバナンス及び人件費			
1	<p>(評議員会及び理事会における決議の省略)</p> <p>定款で評議員会のみ認められている決議事項が、「決議の省略」により対応されている。評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配意されたい。</p>	意見	P93
第4章 第4 支出・契約			
1	<p>(「事務又は事業実施伺」の記載不備)</p> <p>「事務又は事業実施及び支出伺」に執行日の記載のない取引が複数確認された。「会計規程」が定める様式には、起案年月日、執行年月日の記載欄があることから、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>	指摘事項	P97
2	<p>(「文書管理規程」の見直し)</p> <p>「文書管理規程」において、起案文書に施行年月日の記載を求める規定がない。決裁に基づき、確実に施行されていることを明らかにするためにも規定化が必要である。</p>	指摘事項	P97

概 要 版

第4章 第5 財産管理			
1	<p>(使用不可の固定資産)</p> <p>固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、固定資産2点(帳簿価額合計2円)が使用不可の状態であった。</p> <p>使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P98
2	<p>(固定資産に関する規定の明確化)</p> <p>会計規程で固定資産の実地照合について定められていないが、管理目的で自主的に年に1回、実施照合を行っている。</p> <p>ただし、目視により確認し、口頭で報告するのみであり、確認資料が保管されていなかった。</p> <p>県有資産を指定管理者として管理している本法人にとって、県有資産と法人所有資産が明確に区分されていることは重要であるため、会計規程で現物照合について明文化し、実施結果を保管・報告する旨を定めることが望ましい。</p>	意見	P98
3	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>本法人が保有する預金や有価証券などにより積み立てている特定資産について、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」に則り、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。</p>	意見	P100
第4章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(情報セキュリティ規程の整備)</p> <p>情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	P102
2	<p>(ID、パスワードの管理)</p> <p>ID及びパスワードの管理は個人任せであり、桁数や定期的な変更ルールなどは定められておらず、極めてセキュリティが脆弱である。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人として規定を行う必要がある。</p> <p>また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。</p>	指摘事項	P103
3	<p>(記録媒体の管理)</p> <p>本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セ</p>	指摘事項	P103

概 要 版

	キュリティを確保する必要がある。		
--	------------------	--	--

(4) 公益財団法人山形県企業振興公社 (第5章)

第5章 第4 支出・契約			
1	<p>(「起案文書」の見直し)</p> <p>県からの委託に基づき実施している機械要素技術展会展事業について、決裁文書に記載された伺い内容が不十分である。よって、規定に基づき、明確に起案文書を作成することを検討されたい。</p>	意見	P122
2	<p>(業者選定過程の「見える化」)</p> <p>企画提案型プロポーザルにおける業者選定においては、審査にあたり、選考ポイントごとの評価点はつけられておらず、審査委員間の協議で決定し、法人内の決裁手続きを行っているのみである。今後、同様の企画提案型プロポーザルを実施する際、業者選定が厳正、かつ、公平な審査に基づいて行われていることをより正確に検証できるような体制の構築、業者選定方法を検討されたい。</p>	意見	P122
3	<p>(事業効果の評価体制)</p> <p>「やまがた 21 人財バンク管理運営事業」の成果について、委託元の県と委託先の本法人で、適正な評価がなされているか疑問である。県全体の雇用対策において本事業は、県内への人材流入を促進する上で有用な事業の一つと考えられることから、県において、本事業の実績等を適切に評価し、評価結果によっては、より効果的な業務手法について検討されたい。</p>	意見	P123
第5章 第5 財産管理			
1	<p>(使用不可の固定資産)</p> <p>固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、固定資産 12 点 (帳簿価額合計 1 円) が使用不可の状態であった。</p> <p>使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>	指摘事項	P124
2	<p>(固定資産に関する規定の明確化)</p> <p>財務規程に、固定資産の実地照合に関する記述がない。</p> <p>事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に 1 回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。</p>	意見	P124

概 要 版

3	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>特定資産について、積立・取崩額の計算方法や承認などの事務手続を定めた規程を設けていない。目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。</p>	意見	P126
4	<p>(共通会議室の修繕負担に関する協定書などの作成)</p> <p>本法人が山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会とそれぞれ持分を持つ霞城セントラルビル15階共通会議室について、取得経緯及び費用の負担関係を定めた協定書などが作成されていない。</p> <p>退職や配置転換により当該経緯の引継が円滑になされず、修繕に関する負担関係が曖昧にならないように、共通会議室に係る修繕費用の負担関係を取決めた協定書などを作成することを検討されたい。</p>	意見	P127
5	<p>(設備貸与債権に係る債務者区分の判定)</p> <p>設備貸与債権の債務者区分の判定が、事実上「債務弁済状態による形式区分」のみの目線で判定が行われており、設備貸与債権分類規程と整合しない運用となっている。「財務状態による形式区分」においては、一律に処理するのではなく徴求した決算書等に基づき個々の債務者の実情を当てはめて判断を行うべきである。</p>	指摘事項	P132
6	<p>(設備貸与債権に係る貸倒引当金の計算)</p> <p>貸倒引当金の計算においては、設備貸与債権分類規程の記載又は趣旨と整合しない運用となっている部分につき、以下の通り処理されるべきである。</p> <p>① 正常先及び要注意先については、債務者区分ごとに今後1年間の予想損失率をもって貸倒引当金を計算すべきである。</p> <p>② 債権残高が1千万円を超える破綻懸念先のⅢ分類債権については、回収不能額を個別に見積って引当すべきである。</p> <p>③ 実質破綻先及び破綻先のⅢ分類債権については、その全額を引当すべきである。</p>	指摘事項	P136
第5章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(情報セキュリティ規程の整備)</p> <p>情報セキュリティに関する規程（セキュリティポリシー）が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	P138
2	<p>(ID、パスワードの管理)</p>	意見	P138

概 要 版

	パスワードの最低桁数が4桁であることは、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。県の定めるルール（8文字以上14文字以内）を参考に最低桁数の再検討を実施し、顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数を増やすことを検討されたい。		
3	<p>（記録媒体の管理）</p> <p>本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p>	指摘事項	P138

（5）公益社団法人山形県畜産協会（第6章）

第6章 第4 支出・契約			
1	<p>（1者随意契約理由（事務室の賃料契約））</p> <p>効率的な事業実施のためには山形県JAビルに入居することは一定の妥当性はあると考えるが、県からの補助金を受け取っている以上、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由を作成すべきである。</p>	指摘事項	P153
2	<p>（1者随意契約理由（産業廃棄物処分委託契約））</p> <p>畜産農家から持ち込まれる死亡牛の処分については、現状のように1者随意契約を実施する場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由を作成すべきである。</p>	指摘事項	P154
第6章 第5 財産管理			
1	<p>（什器備品に係る台帳未作成と実地照合未実施）</p> <p>会計処理規程に従って、取得価格が10万円未満の什器備品について台帳を整備し、毎年1回以上現品と照合することが必要である。</p>	指摘事項	P155
2	<p>（家畜死体保冷保管施設の老朽化対策）</p> <p>本法人が保有する山形県家畜死体保冷保管施設について、県として施設の老朽化にどう対応していくかを検討し、更新などの対応計画を作成することを検討されたい。</p>	意見	P156

概 要 版

3	<p>(特定資産の積立、取崩などの要件を定めた取扱要領の作成)</p> <p>退職給付引当資産、寄附金資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成していない。</p> <p>本法人が設定している他の特定資産と同様、作成することを検討されたい。</p>	意見	P158
第6章 第6 情報セキュリティ			
1	<p>(情報セキュリティ規程の整備)</p> <p>情報セキュリティに関する規程（セキュリティポリシー）が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	P160
2	<p>(ID、パスワードの管理)</p> <p>PC 立上げ時の ID 及びパスワードの改廃に関するセキュリティは整備されている。しかし、それぞれの事業ごとに設定している桁数が異なり、また、定期的な変更ルールも整備されていない。経営支援事業で設定されているパスワード桁数 4 桁は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。最低桁数や変更期間など、本法人としての運用細則を定める必要がある。</p> <p>また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。</p>	指摘事項	P160
3	<p>(記録媒体の管理)</p> <p>本法人では、記録媒体として USB メモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、管理簿も整備されていない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p>	指摘事項	P160